

麻酔科標榜許可申請に係る QA

<目次>

【1 申請書類の書き方について】

- 1-1 改姓した場合、新姓と旧姓のどちらで書類を作成したらよいか。
- 1-2 許可書に新姓と旧姓を併記することは可能か。
- 1-3 押印は不要なのか。
- 1-4 申請書類について枠に収まりきらない場合、どうすればよいか。
- 1-5 申請書類等は手書きで作成する必要があるか。

【2 申請基準について】

- 2-1 麻酔科標榜医申請の基準は何か。
- 2-2 同一期間に複数の医療機関で勤務している場合にはどうすれば良いのか。
- 2-3 症例数について、麻酔の取り扱いについて教えてほしい。
- 2-4 基準Ⅱについて、「連続して麻酔の業務に従事しない期間が1か月以上ある場合には、当該期間を麻酔の業務に従事した期間に算入しないこと（「麻酔科標榜許可の審査に係る医療法施行規則の一部改正の留意事項について」2（2）イ）」とあるが、具体的にどう参入されないのか。
- 2-5 麻酔記録を提出する場合の注意事項について教えてほしい。
- 2-6 麻酔科勤務でないと申請できないのか。

【3 その他】

- 3-1 申請の締切はいつか。
- 3-2 許可書はいつ頃発行されるのか。
- 3-3 郵送で申請してもよいか。
- 3-4 申請書類に不備や間違いがあった場合はどうなるのか。
- 3-5 返戻について返送期日に間に合わない場合はどうなるのか。
- 3-6 返戻の書類、メールに気がつかず、確認したときに既に返送期日を過ぎていた場合はどうなるか。
- 3-7 許可書はどこに送付されるのか。
- 3-8 審査結果を電話で確認することはできるか。
- 3-9 発行時期を過ぎても許可書が届かないのだが、どうすればよいか。
- 3-10 届いた許可書の記載事項に誤りがあったのだが、どうすればよいか。
- 3-11 電子申請に関する問合せ窓口はどこになるか。

【1 申請書類の書き方について】

1-1 改姓をした場合、新姓と旧姓のどちらで書類を作成したらよいか。

(答) 別紙第1については医籍に登録されている姓をご記載ください。別紙第2、別紙第3については、新姓旧姓のどちらでご記載いただいても構いません。

1-2 許可書に新姓と旧姓を併記することは可能か。

(答) 併記は不可となっております。

1-3 押印は不要なのか。

(答) 令和2年12月25日より様式が変更され、押印は不要となっております。

1-4 申請書類について枠に収まりきらない場合、どうすればよいか。

(答) 「経歴」や「麻酔業務に関する経歴」が枠内に収まらない場合には、ホームページに掲載している【予備】のファイルを編集してご使用ください。

1-5 申請書類等は手書きで作成する必要があるか。

(答) ホームページからファイルをダウンロードして Excel で作成し、e-Gov から電子的に提出することができます。

【2 申請基準について】

2-1 麻酔科標榜医申請の基準は何か。

(答) 基準Ⅰ：医師免許を受けた後、麻酔の実施に関して十分な修練（麻酔指導医の指導の下に麻酔の実施を行うこと）を行うことができる病院等で2年以上修練したこと。

基準Ⅱ：医師免許を受けた後、2年以上麻酔の業務に従事し、主たる医師として気管挿管による全身麻酔を300症例以上実施した経験を有していること。

詳細はホームページ掲載の「医療法施行規則」「麻酔科標榜許可の審査に係る医療法施行規則の一部改正の留意事項について」をご確認ください。

2-2 同一期間に複数の医療機関で勤務している場合にはどうすれば良いのか。

(答) 同一期間に複数の機関で勤務していた場合は、別紙第1の「経歴」「麻酔業務に関する経歴」に分かるように記載してください。

2-3 症例数について、麻酔の取り扱いについて教えてほしい。

(答) 「症例数」については、手術において行う麻酔が対象となります。基準Ⅱにおける「症例数」につきましては、気管への挿管による全身麻酔が対象となりますのでご注意ください。

2-4 基準Ⅱについて、「連続して麻酔の業務に従事しない期間が1か月以上ある場合には、当該期間を麻酔の業務に従事した期間に算入しないこと（「麻酔科標榜許可の審査に係る医療法施行規則の一部改正の留意事項について」2（2）イ）」とあるが、具体的にどう参入されないのか。

(答) 例えば、1月2日の次の麻酔実施日が2月3日だった場合、1月3日から2月2日の1か月間は連続して麻酔の業務に従事しない期間になり、麻酔の業務に従事した期間に算入されません。1月2日の次の麻酔実施日が2月2日であった場合は麻酔の業務に従事した期間に算入可能となります。

2-5 麻酔記録を提出する場合の注意事項について教えてほしい。

(答) 下記の場合は申請に係る症例として認められない場合があります。詳細はホームページ掲載の「麻酔科標榜許可の審査に係る医療法施行規則の一部改正の留意事項について（4）」をご確認ください。

- ・ 主な麻酔科担当医として麻酔を実施していない（麻酔記録の麻酔担当医の先頭に名前がない）場合
- ・ 麻酔を実施した時間帯が重複している場合
- ・ 術者兼務で実施した麻酔症例の場合

2-6 麻酔科勤務でないと申請できないのか。

(答) 麻酔科勤務でなくとも申請可能です。

【3 その他】

3-1 申請の締切はいつか。

(答) 例年、年3回(1月末、5月末、9月末)としています。

3-2 許可書はいつ頃発行されるのか。

(答) 1月末締め切りの場合は4月中、5月末締め切りの場合は8月中、9月末締め切りの場合は12月中の許可書発行を予定しております。

3-3 郵送で申請してもよいか。

(答) 可能な限り電子申請をご利用ください。インターネット環境の都合等で電子申請ができない場合は申請書類等を郵送することもできます。

3-4 申請書類に不備や間違いがあった場合はどうなるのか。

(答) 原則として、書類は不備がないものに限り受け付けることとしております。

不備がある場合は、返送期日を提示して返戻いたしますので、その際は速やかにご対応をお願いいたします。(電子申請の場合にはご登録いただいたメールアドレスに、郵送の場合には別紙第1に記載されている現在の勤務先に返戻いたします)

なお、不備がある場合には次回以降の審査に持ち越される場合がありますのでご注意ください。

3-5 返戻について返送期日に間に合わない場合はどうなるのか。

(答) 期日までに間に合わない場合は、次回以降の部会での審議になる場合がありますので、必ず返送期日の前に下記連絡先までご連絡ください。

厚生労働省医政局総務課

03-5253-1111(内線 2520) (平日：9:00～17:45)

3-6 返戻の書類、メールに気がつかず、確認したときに既に返送期日を過ぎていた場合はどうなるか。

(答) 期限を過ぎていた場合には、次回以降の部会での審議に持ち越される場合があります。返戻に

については、e-Gov に登録のメールアドレス（e-Gov を使用しない場合は返信用封筒にご記載の住所）に行いますので、必ず連絡の取れる連絡先をご登録ください。

3-7 許可書はどこに送付されるのか。

(答) 別紙第1に記載されている現在の勤務先へ普通郵便で郵送いたします。書留等での送付を希望される場合や、その他の宛先への郵送を希望される場合には、返送用封筒を厚生労働省医政局総務課まで郵送してください。返送用封筒には、角2封筒（A4サイズ）に送付先（自宅又は勤務先）及び氏名を記載し、必要金額（普通郵便の場合は210円）分の切手を貼付してください。

3-8 審査結果を電話で確認することはできるか。

(答) 麻酔科標榜許可書等の郵送をもって許可の有無の回答としており、口頭でのお答えはいたしかねます。

3-9 発行時期を過ぎても許可書が届かないのだが、どうすればよいか。

(答) 下記連絡先までご連絡ください。

厚生労働省医政局総務課
03-5253-1111(内線 2520) (平日：9:00～17:45)

3-10 届いた許可書の記載事項に誤りがあったのだが、どうすればよいか。

(答) 下記連絡先までご連絡ください。

厚生労働省医政局総務課
03-5253-1111(内線 2520) (平日：9:00～17:45)

3-11 電子申請に関する問合せ窓口はどこになるか。

(答) システムの汎用的な操作方法、動作環境、エラーメッセージに関する問合せについては、「e-Gov 利用者サポートデスク」が窓口となり、手続内容、書類の記入方法、コメント・補正通知の内容に関する問合せについては、「厚生労働省医政局総務課」が窓口となります。